

平成 18 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 西松建設株式会社
代 表 社 名 代表取締役社長 國澤 幹雄
コード番号 1 8 2 0 (東証第一部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 岡崎 彰文
TEL (03)3502-0232

執行役員制度の導入について

当社は、平成 18 年 4 月 21 日開催の取締役会において下記のとおり、執行役員制度の導入について決議しましたのでお知らせいたします。

記

1、執行役員制度導入の目的

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な業務執行をおこなうため執行役員制度を導入いたします。

2、取締役会の改革

取締役会のスリム化、活性化を図るとともに、経営に関する意思決定の迅速化等、経営監督機能の強化を図るため、現行の定款を見直し、取締役の定員を現行の 37 名以内から 10 名以内に削減し、取締役会は、経営全般の基本方針を決定し、業務執行の監督機能を果たすべき機関として位置づけます。

3、執行役員概要

執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が決定した基本方針に従い、責任者として担当業務を執行するものとします。また、任期は取締役と同様に 1 年とし、その責任を明確にしていります。

4、会議体の再編

執行役員制度の導入に伴い、新たに「執行役員会」を設置し、取締役会において決定された事項の周知ならびに委任された担当業務の執行状況について、取締役会に報告をおこないます。

5、実施時期

本制度は、本年 6 月開催予定の定時株主総会および取締役会終了後に実施します。

尚、取締役および執行役員の人事につきましては、後日発表いたします。

以上